

大田市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年度に実施した定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置等について報告があったので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年6月3日

大田市監査委員 富 田 正 治

大田市監査委員 月 森 和 弘

(別紙)

定期監査における監査委員指摘事項等の措置状況報告書

部 署 名 総務部総務課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
■ 1 者応札の改善対策について 令和 5 年度に実施された設計額が 1,000 万円以上の 95 件の一般競争入札のうち、入札参加業者が 1 者のみの案件は 47 件で 49.5%といった状況となっており、前年度 (38.2%) と比べ 11.3 ポイント増加している。落札率の平均は 96.3%で、前年度 (95.0%) と比べ 1.3 ポイント高くなっている。なお、今回、監査対象とした 5 件の工事のうち、3 者応札が 1 件、2 者応札が 1 件、1 者応札が 3 件となっていた。また、1 件の設計業務は 6 者応札となっていた。 1 者応札の改善に向けた取り組みについては、契約の競争性・公正性・経済性・透明性の確保の観点から、引き続き改善に向け必要な対策を講じられたい。	総合評価落札方式における対象工事の拡大など、競争性・公正性等の確保に向けた取組を継続して行うとともに、公告期間の十分な確保や発注時期の平準化に取り組むなど、応札者の増加、一者応札の改善に向け引き続き必要な対策を講じます。

(別紙)

定期監査における監査委員指摘事項等の措置状況報告書

部 署 名 こども政策課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
■補助金の概算払いについて 大田市放課後児童健全育成事業補助金の概算払いについては、運営団体の請求に基づき、上半期に6割程度、下半期に2割程度の支払いがなされていた。 放課後児童クラブ運営に対する補助金額の8割から9割程度が支援員等の人件費に支出される経費が占めていることや、事業の開始当初に提出された補助申請額計算書の見込額と補助金決算書の額に大きな差異がなかったこと、これらのことから、各児童クラブの運営の円滑化及び所管課担当職員の事務処理業務の軽減を図るためにも、補助金の概算払いについては、一回に見直すなどの改善をされたい。	大田市放課後児童健全育成事業補助金の概算払いについては、令和7年度より、原則1回とし、請求に基づき補助金額の8割を交付できるよう見直しを行った。なお、8割を超えての支払いの希望があった場合は、運営団体の資金繰り状況等を鑑み、適宜相談を受け、支払うこととする。

(別紙)

定期監査における監査委員指摘事項等の措置状況報告書

部 署 名 こども政策課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
■繰越金について 大田わんぱく児童クラブ運営委員会より提出された大田市放課後児童健全育成事業に係る補助申請額計算書については、収入の中に前年度繰越金の記載があり、収入総額のおよそ5%の額となっていた。 前年度のクラブ運営が計画どおりになされなかったことによるものと推察されるが、計画に基づき適正な運営がなされるよう、適宜適切な指導監督に努められたい。	繰越金については、発生している運営団体においては無くしていくようにこれまでも指導を行っている。引き続き、計画に基づいた適正な運営がなされるよう、適切な指導を継続していく。

(別紙)

定期監査における監査委員指摘事項等の措置状況報告書

部 署 名 観光振興課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
■「TWILIGHT EXPRESS瑞風」受入環境整備事業について 瑞風の受入環境整備事業においては、産業建設委員会で当初予算の説明がなされていた一部事業が、実施団体への事業費補助金から、予算流用により業務委託費へ変更されていた。 事業費の予算化にあたっては、関係団体との協議を十分に行われ、議決を受けた事業内容に従って予算執行がなされるよう、先行自治体等への情報収集を十分に行われると共に、受入に協力をいただく民間団体との協議を尽くされ、予算流用による事業執行がなされることがないよう改善を図られたい。	当事業においては、当初予算要求時で予定していた一部事業について、予算流用により実施をした。 その内容としては、1点目に、当初「負担金および交付金」として計上していた「地元団体の受入環境整備に対する補助事業」の一部事業について、島根県の「魅力ある観光地域づくり支援事業補助金」のメニューの一つである「JR観光列車おもてなし支援事業」の、補助対象となることが判明した。ただし、市が実施する補助事業の財源として、県補助金は充てられないルールがあるため、予算流用により地元団体への『委託事業』として実施し、財源確保を行ったものである。 また、2点目は、昨年度予算要求時において、温泉津駅でのおもてなしで実施予定では無かった、大田市小唄保存会による「温泉津音頭」によるおもてなしが、R6年度に入って、瑞風のおもてなし向上や受入環境について協議する「大田市『瑞風』おもてなし連絡会」において決定となったため、団体に対する謝礼の支出が必要となり、予算流用により「報償費」として歳出を行ったものである。 これら2点については、事業実施における「財源の確保」及び「限られた予算の中で、より効果的な事業実施」の観点で行ったものではあるが、監査委員からのご指摘にあるとおり、県補助の内容などの精査及び実施事業の際の関係団体との協議について、予算流用による事業執行ができるだけ無いよう、また必要最小限となるよう取り組んでいく。

(別紙)

定期監査における監査委員指摘事項等の措置状況報告書

部 署 名 観光振興課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
■観光施設改修事業について 観光施設改修事業においては、産業建設委員会で当初予算の説明がなされていた事業内容と、事業別予算等執行状況表（P.8～予算執行状況参照）により監査した事業内容に大きな差異が生じていた。また予算額においても、三瓶観光リフト山頂停留所改修や西の原レストハウス揚水ポンプ取替の事業費が、工事請負費から予算流用により需用費や負担金補助及び交付金への流用が予定されているなど、当初予定していた予算及び事業執行計画と大きく差異が生じていた。 事業費の予算化にあたっては、関係団体等との協議を十分に行われると共に、関係部署との連携並びに検討を深められ、計画された事業内容に基づいた予算執行がなされるよう改善を図られたい。	当事業においては、当初予算要求時で予定していた一部事業について、予算流用により実施をした。 三瓶観光リフト山頂停留所については、停留所の床面及び鉄骨の一部補修を見込んでいたが、停留所全体の老朽化が進んでいることから、令和6年度は床面の不陸調整のみを修繕料で支出することとした。 全体の改修については、令和7年度に改めて設計業務の予算を計上しており、改修を進めていくこととしている。 また、西の原レストハウスの揚水ポンプ取替については、地元給水組合が管理する既設配水池に設置されたポンプを取替える予定としていたが、地元給水組合より既設配水池の老朽化に伴う配水池の新設について協議があり、令和6年度においては、配水池改修及びポンプの新設に対する受益者負担金として取り扱うこととしたものである。 その後、地元給水組合と協議を重ね、工事は令和7年度中に地元給水組合発注で行うことで合意したため、令和7年度に改めて負担金として計上したものである。 これらについては、事業実施における「限られた予算の中で、より効果的な事業実施」の観点で行ったものではあるが、監査委員からのご指摘にあるとおり、実施事業の際の関係団体及び関係部署との協議、連携について、予算流用による事業執行ができるだけ無いよう、また必要最小限となるよう取り組んでいく。

(別紙)

定期監査における監査委員指摘事項等の措置状況報告書

部 署 名 水道課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
■工事執行の変更について 波根地区配水管新設改良工事においては、国道規制に伴う公安委員会との協議により、規制車や保安施設等の設置並びに誘導員の増員を要請されたことなどから、当初の工事契約額から24,255千円(35.3%)増の変更契約が行われていた。 結果的に、当初予定していた工事期間は守られたものの、保安施設等や誘導員の確保などが工事期間に影響を及ぼす可能性も懸念されることから、今後の設計業務においてはこれらのことを十分検証され、このようなことが発生しないよう努められたい。	国道等通行量の多い箇所については、設計段階において道路管理者と保安協議を行い、交通誘導員の配置人数等について設計数量の根拠としているが、施工にあたっては、工事契約後に工事請負者を交えた公安委員会との協議により、実施している。 今後は、工事発注前に公安委員会と協議を行うこととし、設計と実施が大きく乖離しないように努めたい。

(別紙)

定期監査における監査委員指摘事項等の措置状況報告書

部 署 名 下水道課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
■設計業務委託について 公共下水道事業（大田処理区）久手地区管渠詳細設計業務委託においては、公共ますの設置位置にかかる調査で、地元関係者との調整に不測の時間を要したとの理由から、履行期間が2回変更され、当初契約の令和6年3月15日の完成期日が令和6年7月31日へと延長された。 更に請負者からも狭隘な道路が多く工法の選定や仮設計画に時間を要するとの理由から履行期間の変更がなされ、合わせて3回の履行期日の変更により、最終的に完成期日は令和6年11月29日となされていた。 下水道事業における設計業務においては、既存の水道管の位置等の調査や公共ますの設置場所など地元関係者との調整が必要になることから、相当の時間を要することは想定されることではあるが、今後の下水道事業計画の策定及び事業推進にも関わることから、履行期日が延期となった状況の検証を行い、当初計画に基づいた履行がなされるよう改善を図られたい。	下水道の詳細設計では、本管の高さや位置を決めるため、1戸1戸の排水状況を確認し、全戸の汚水が流れるよう設計を行います。よって、空家についても排水状況を確認する必要がある、空家所有者の連絡先や住所を調べ、立ち入りの許可等をいただくため、不測の時間を要したものです。 また、設計範囲内に狭隘な道路が多い場合は、本管等における多角的な工法選定の検討に加えて用地等の制約により、検討に時間を要する傾向にあります。 今後は、これらの状況を踏まえ次のとおり改善を図ります。 ①公共ますの設置位置における所有者不明等に対し早期の情報収集に努めていきたい。 ②狭隘な道路における工法検討については、今回、実施した設計内容の共有を図り、検討時間の短縮に繋げていきたい。